GREEN×EXPO 2027出展者の皆さまへ

食品を取り扱う場合は 事前にご相談ください

食品衛生法に基づく許可や届出が必要な場合があります

Q1 出展場所で調理※ または製造した食品の 販売を行いますか?

No Q2

取り扱う食品は 常温で長期間保存できる 包装食品だけですか?

Yes

※既製品を盛り付ける行為 グラスに飲料を注ぐ行為 も「調理」に当たります



No

Yes

節可が必要

【食品の取扱い例】

- ・レストラン、カフェ等の 飲食店
- ・現地での菓子製造、販売など



届出が必要

【食品の取扱い例】

- ・弁当、そうざい
- ·野菜、果物、食用花
- 消費期限が短い菓子類
- ・包装された肉や魚介類
- ・アイスクリーム類、乳製品
- ・ハムなどの食肉製品 などの販売



許可·届出は**不要**

※別途、書類の提出が必要

【食品の取扱い例】

- ・缶、ビン、 ペットボトル飲料
- ・缶詰、ビン詰食品
- ・常温保存できる包装菓子 などの販売
- ・上記食品の試食、試飲、 無償配布



販売方法や取扱方法により区分が異なる場合があります 食品を取り扱う場合は . . 電子申請フォームから必ず事前相談予約してください 予約方法の詳細は





予約申請の流れ

予約申請

受付メール受理 (自動送信)



申請内容の 確認



面談orメールで ご対応



予約方法

横浜市電子申請・届出システムのフォームから 申請してください



スマートフォン の場合

下の二次元コードから アクセスしてください



- ▶ 手続きページで必要事項を 入力し、ご希望の日時を 選択してください。
- ▶ 図面等の添付書類は WordやPDF等の形式で 添付できます。
- ▶ 入力内容に不備がある場合、 日程調整が必要な場合は 別途ご連絡いたします。



パソコンの場合

① 横浜市電子申請・届出システムにアクセス

横浜市電子申請・届出システム

Q検索

(URL)https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home

②トップページの「手続き一覧(個人向け)」または「手続き一覧(事業者向け)」を選択



③「<u>食品 相談</u>」でキーワード検索



④「【<u>2027年国際園芸博覧会特設窓口】食品関係事</u>前相談予約フォーム」を選択

お問合せ:横浜市医療局食品衛生課(横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎21階)

E-mail: ir-syokunoanzen@city.yokohama.lg.jp TEL: 045-671-2456 FAX: 045-550-3587